

令和7年度 第2回学校運営協議会 次第

浜松市立三方原中学校

司会 教頭

※ 開催要件確認

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 議長の選出
- 4 前回会議録の確認
- 5 熟議(議長)

(1) 本校の「いじめ基本方針」について(生徒指導主事)

(2) 1年生総合的な学習の体験学習「地域学習」について(1年学年主任)

- 6 協働センター所長より 感想、意見
- 7 報告
- 8 連絡

・次回以降の開催日時・内容について

回	期日	時間	内容
第3回	12月2日(火)	14:00～15:30	・「総合的な学習」における体験学習について ・教育活動の経過報告(2大行事等)
第4回	2月17日(火)	15:00～16:30	・令和7年度学校関係者評価について ・学校運営協議会の自己評価について ・令和8年度学校運営の基本方針について

閉会

三方原中学校 学校運営協議会 委員一覧

三方原中後援会顧問・学校運営協議会代表

中川 秀三

地区自治連合会長・学校運営協議会委員

鈴木 登志郎

学校支援コーディネーター・学校運営協議会委員

中村 雅俊

三方原中 PTA 顧問・学校運営協議会委員

岡本 秀人

三方原中 PTA 会長・学校運営協議会委員

細川 銀河

三方原中 PTA 会計監査・学校運営協議会委員

磯部 聖子

三方原中 PTA 副会長

中村 雅臣

三方原中 PTA 副会長

中野 久美子

オブザーバー 三方原協働センター所長

澤木 克彦

三方原中学校 CS担当職員

校長

足立 成寿

教頭

岡田 政之

生徒指導主事

山岡 文彦

1年学年主任

堀野 直子

CS担当

大津 幸三郎

CSディレクター

外山 直世



みかた

三方原中学校だより
令和7年度 第2号
(R7.5.20)

☆☆第1回学校運営協議会が開かれました☆☆

今年度第1回の学校運営委員会では、主に学校運営方針について熟議されました。ちょうど、2年生の学年レクリエーションの綱引きがグラウンドで行われている最中でしたが、その2年生の声が協議会の場にも届けられ、活気にあふれる生徒の様子を見ていただけました。

そして、今年度の学校経営方針を説明しました。校訓「大地に育め 自立 共生」のもと、学校教育目標や目指す生徒像、それに伴う生徒育成の指針を以下のように示しました。

- ・誰もが安全、安心で、誇りをもてる学校づくり
- ・確かな学力を身に付けさせる指導
- ・自己肯定感（自己有用感）の高揚と思いやりの心の育成
- ・心と体の健康を大切にする指導
- ・保護者・地域とともにある学校づくり

最後に、下のような内容を説明させていただきました。



三方原中 HP
コミュニティースクール
のページへ

三方原中に関わる全ての方々のウェルビーイング（良い状態・心身ともに満たされた状態）＝「幸せ」を感じることができるような学校を目指す。子供たちが「明日も学校に行きたい」、保護者が「この学校に通わせたい」、職員が「この学校で子供たちと共にがんばりたい」、地域が「この学校を支えたい」と思うような学校が三方原中に関わる全ての人々のウェルビーイングとなる学校でなくてはならないと考えます。この重点課題としたことに取り組み、そんな学校づくりを目指していきたい。

今後も地域、保護者とともにある学校づくりのために、御協力・御支援をよろしくお願いいたします。

☆☆前期生徒会がスタートしました☆☆

4月23日、生徒総会が開かれました。前期生徒会のスローガンは「Full of smiles～楽しい学校に～」です。このスローガンのもと、生徒会執行部、専門委員会、特別委員会から、活動目標、活動内容の提案、説明がありました。理科室よりリモートで行ったため生徒の皆さんは各教室で総会に参加しました。生徒会役員は、緊張した面持ちでカメラの前で話をしていました。また、様々な質問にもしっかりと答えていました。以下は、総会を終えた生徒会長の言葉です。



生徒総会が終わり、これからの生徒会についての方針が決まりました。三方原中学校が目指す「楽しい学校」とは、全校生徒の声を聴き、それを実行しないと実現することができません。ですので、生徒皆さんの意見を積極的に取り入れていき、生徒会役員が協力し、団結してそれを実現させていきます。前期間より良い学校になるために頑張ります。

（生徒会長 影山 佑衣）

三方原中学校をよろしくお願いいたします。盛り上げてください。

○熟議していただきたい内容

- ・「【組織的対応 ～いじめを重大化させないために～】 学校として何ができるのか」

- 1 浜松市いじめの防止等のための基本的な方針 (2025 年 4 月改訂)
- 2 浜松市立三方原中学校いじめ防止基本方針 (第 3 版 2025 年 2 月 4 日)

第 2 いじめ防止等のための対策

2 いじめの防止等に関する取組

(9)「浜松市立三方原中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立三方原中学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立三方原中学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、**学校運営協議会**等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立三方原中学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立三方原中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTA や**学校運営協議会**、地域の関係団体との**連携の促進**や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、**家庭・学校と組織的に連携・協働**できるような体制を構築する。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第 2 条第 1 項及び第 3 項」

4 三方原中学校の「いじめの防止のための基本的な考え方」

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 協議

○三方原中学校の現状

- ・ いじめ認知件数
- ・ はまっついじめアンケート
- ・ 学校としての対応（組織的対応）

○議題①

「【組織的対応 ～いじめを重大化させないために～】 学校として何ができるのか」

1. 地域学習(11月「総合の日」)について

1) 目的

- ・地域の産業・文化や歴史について調べ学習や実際の事業所見学を通して、地域についての知識を深めることができる。
- ・地域の人・もの・ことから生き方を学ぶ視点をもち、今後の三方原地区について考えることができる。
- ・班や学級を中心とした集団行動を通して、協力・責任感・実践力などの大切さを理解するとともに、健康安全・集団のきまり・公衆道徳等について望ましい行動をとることができる。

2) 日時 令和7年11月19日(水) 午前10時から11時(昨年度の原則)

※受け入れてくださる事業所の都合に合わせます。

3) 参加生徒 第1学年 230人

4) 昨年度受け入れてくださった事業所

【農業】69人

中村農園(17人)、鶴見農園(17人)、光緑園(17人)、中村園(18人)

【工業】30人

ヤマハ発動機ロボティクス(15人)、ヘルツ電子(15人)

【商業】45人

とびあ浜松三方原支店(11人)、浜松いわた信用金庫(17人)

ファーマーズマーケット三方原支店(17人)

【運輸】17人

遠州鉄道三方原営業所(17人)

【公共施設】35人

三方原協働センター(17人)、中消防署曳馬野出張所(18人)

【医療】18人

聖隷三方原病院(18人)

合計214人

2. 体験先についてお願い

1) 受入人数の確保

本年度は生徒数が230人のため、受け入れてくださる事業所数を増やしていきたい。

2) 幅広い受け入れ先の確保

1学期間、生徒たちは個別の調査テーマを設定して調べ学習をしています。調査テーマの中に、三方原合戦、三方原神社、三方原台地(赤土)、三方原用水などがあるため、【歴史や文化】、【三方原の開拓】について学べる場所をお願いしたい。

3) 体験活動の実施

昨年度は、各事業所で1時間程度の見学(説明を受ける、質問する等)を中心とした活動でしたが、可能なら体験活動を受け入れていただきたいです。受け入れてくださる事業所の御都合もあるかと思いますが、可能なら体験時間を加味し、活動時間を延ばしていただいてもかまいません。

3. その他

- ・今後、昨年度受け入れてくださったところに受入可能かどうか確認をしていく予定です。
- ・御不明な点は、担当(第1学年主任 堀野直子)までお知らせください。